

# 静岡県被災動物救護計画

社団法人静岡県動物保護協会

社団法人静岡県獣医師会

**【表紙の絵】**

平成 17 年度動物愛護絵画コンクール

(社)静岡県動物保護協会長賞受賞作品

浜松市立与進小学校(2年)洲脇 慎さん

はじめに

阪神・淡路大地震、有珠山そして三宅島の噴火、さらに新潟中越地震と大きな自然災害が立て続けに発生しました。

東海大地震がいつ発生してもおかしくないと言われている今、私たちは自然災害に対してあらかじめ出来る備えをし、被害を最小限にする必要があります。

自然災害は、いつ、どこで、どのような形で発生するのか？ また、被災の規模はどの程度になるのか？ 救護を求める犬やねこ、その他のペット動物の数は何頭になるのか？ これらの動物は何を求めているのか？

被害の全容がつかみにくいことが現実です。

このような現実の中で、確立された救護計画をあらかじめ作成することは非常に困難なことであります。

本救護計画は、静岡県健康福祉部のご指導の下、(社)静岡県動物保護協会と(社)静岡県獣医師会が、自然災害の発生を想定し、平常時に準備しておく事や、被災後に行う救護対策などを「一般対策編」として、また、救護活動が開始された後に必要になると思われることがらを「資料編」としてまとめました。

いずれにいたしましても、指針の域を脱することは出来ません。

自然災害の発生が現実となった時は柔軟な対応が求められます。

願わくは、この救護計画が使用されないことを、また万が一必要になった時には効果的に機能することを念じております。

平成18年 4月 1日

【表紙の絵】

平成17年度動物愛護絵画コンクール

(社)静岡県動物保護協会会長賞受賞作品

浜松市立与進小学校(2年)洲脇 慎さん

# 静岡県被災動物救護計画

## 目 次

### [概 要]

- |   |              |       |
|---|--------------|-------|
| 1 | 推定被災動物数      | ( 6 ) |
| 2 | 平常時の対策       | ( 6 ) |
| 3 | 整備計画         | ( 7 ) |
| 4 | 被災後の救護対策     | ( 8 ) |
| 5 | 被災動物救護計画の分担表 | ( 9 ) |

### [一般対策編] ( 1 0 )

#### 第 1 章 総 論

- |   |             |         |
|---|-------------|---------|
| 1 | 計画の主旨       | ( 1 0 ) |
|   | ( 1 ) 計画の目的 |         |
|   | ( 2 ) 計画の性格 |         |
|   | ( 3 ) 計画の構成 |         |
| 2 | 基本方針        | ( 1 0 ) |
| 3 | 被災想定        | ( 1 1 ) |

#### 第 2 章 平常時の対策 ( 1 1 )

- |   |                        |  |
|---|------------------------|--|
| 1 | 飼育者等に対する教育             |  |
| 2 | 一般県民に対する救護意識の普及啓発      |  |
| 3 | 情報システムの整備              |  |
| 4 | ペットフード、医薬品の供給に関する協議・合意 |  |

#### 第 3 章 整備計画 ( 1 1 )

- |   |            |         |
|---|------------|---------|
| 1 | 情報調査員の確保   | ( 1 1 ) |
| 2 | 被災動物救護対策会議 | ( 1 2 ) |

( 1 ) 組織	
( 2 ) 機能	
3 被災動物救護本部	( 1 2 )
( 1 ) 組織	
( 2 ) 機能	
( 3 ) 管理運営	
( 4 ) 支援管理	
4 被災動物救護センター	( 1 2 )
( 1 ) 緊急動物保護施設	
( 2 ) 臨時動物救護病院	
( 3 ) 被災動物救護センター	
第 4 章 被災後の救護対策	( 1 3 )
1 被災動物の把握	( 1 3 )
2 被災動物救護対策会議の招集	( 1 3 )
3 被災動物救護本部の設置	( 1 3 )
( 1 ) 総務部	
( 2 ) 情報部	
( 3 ) 人材部	
( 4 ) 施設部	
( 5 ) 物資部	
4 緊急動物保護施設の管理	( 1 4 )
5 臨時動物救護病院の依頼	( 1 4 )
6 被災動物救護センターの運営	( 1 4 )
( 1 ) 相談窓口	
( 2 ) 被災動物の保護収容	
( 3 ) 負傷動物の治療	
( 4 ) 被災動物の飼育	
( 5 ) 避難所の支援	
( 6 ) 新飼育者への譲渡	
7 終息宣言	( 1 4 )

## [資料編]

### 第1章 要綱・要領

- |   |                 |      |
|---|-----------------|------|
| 1 | 被災動物救護対策会議要綱    | (15) |
|   | (1) 救護対策会議招集連絡網 | (16) |
| 2 | 被災動物救護本部設置要綱    | (17) |
|   | (1) 救護本部設置招集連絡網 | (20) |
|   | (2) 図1 本部連絡体制図  | (21) |
|   | (3) 図2 本部組織図    | (22) |
|   | (4) 図3 センター組織図  | (23) |
| 3 | 被災動物救護センター運営要領  | (24) |

### 第2章 救護施設

- |   |               |      |
|---|---------------|------|
| 1 | 被災動物緊急保護収容施設  | (26) |
| 2 | 緊急時用ケージ保管状況   | (26) |
| 3 | 臨時動物救護病院      | (27) |
| 4 | 被災動物救護センター候補地 | (27) |

### 第3章 救護活動例文集

- |     |                           |      |
|-----|---------------------------|------|
| 1   | 保護・保管業務                   |      |
| (1) | 保護・保管マニュアル                | (28) |
|     | ア 様式1 飼い主不明の動物の保護収容依頼 受付票 | (29) |
|     | イ 様式2 被災動物管理台帳            | (30) |
|     | ウ 様式3 動物の一時保管依頼書          | (31) |
|     | エ 様式4 動物の一時保管延長依頼書        | (32) |
|     | カ 様式5 所有権放棄届              | (33) |
|     | キ 様式6 「さがしています」           | (34) |
| (2) | 業務日誌                      | (35) |
| 2   | ボランティア                    |      |
| (1) | ボランティアのご案内                | (36) |
| (2) | ボランティアの業務                 | (37) |
| (3) | ボランティア申込の流れ               | (37) |
| (4) | ボランティア受付簿                 | (38) |
| (5) | ボランティア登録簿                 | (39) |
| 3   | 新飼育者                      |      |
| (1) | 被災動物新飼育者募集要領              | (40) |
| (2) | 様式第1号 申込書                 | (42) |

( 3 ) 様式第 2 号 誓約書 ( 4 3 )

#### 第 4 章 静岡県動物関係団体・行政機関名簿

1 ( 社 ) 静岡県動物保護協会事務局 ( 4 4 )

2 ( 社 ) 静岡県獣医師会事務局 ( 4 4 )

3 県・保健所・市町別動物保護管理担当課 ( 4 5 )

#### 【関連マニュアル】

1 避難所のペット対策マニュアル(静岡県) ( 4 7 )

## [概要]

### 1 推定被災動物数（犬、ねこ）（阪神・淡路大地震を参考に試算）

	人口	種別	被災動物数	保護収容頭数
静岡県	3,793 千人	犬	2,920 頭	693 頭
		ねこ	3,396 頭	339 頭

（参考）

兵庫県	5,585 千人	犬	4,300 頭	1,020 頭
		ねこ	5,000 頭	499 頭

### 2 平常時の対策

区分	実施内容
(1)飼育者等に対する啓発	被災時における人への危害防止対策、避難所でのトラブル防止対策、食料や迷い札等の準備等、飼育者自らが普段から行うことの啓発活動を実施する。
(2)一般県民に対する救護意識の普及啓発	被災者にとって、自分が飼育する犬やねこ等のペットと一緒にいることが如何に重要なことであるか、また、動物を救護することは被災者を救うことにつながるということを一般県民が理解できるよう、災害時の動物救護意識の普及啓発に努める。
(3)情報収集・発信システムの整備	県、市町、動物関係団体及び民間ボランティアとの情報収集・発信システムの整備に努めるとともに、被災後のボランティア活動が円滑に推進するよう「被災動物救護活動ボランティア」の登録制度を設ける。
(4)動物の餌、医薬品等の確保	保護収容した動物、避難所に飼育者とともに暮らす動物の餌、飲料水や消毒薬、洗剤、医薬品、医療用具等が不足することなく供給されるよう関係者と協議し合意を得ておく。

### 3 整備計画

整備事項	内 容
(1)情報調査員の確保	犬、ねこ等の被災状況の情報を収集し、救護活動を的確に実施するため、(社)静岡県動物保護協会が委嘱している動物保護管理指導員やボランティア等による情報調査員を確保する。
(2)被災動物救護対策会議	動物の被災状況の分析・検討等「静岡県被災動物救護対策会議要綱」に定める事項が速やかに発動するよう人員の確定、連絡網の整備を行う。
(3)被災動物救護本部	被災動物の救護活動を行うことを目的とした「静岡県被災動物救護本部設置要綱」に定める事項が速やかに発動するよう人員の確定、連絡網の整備を行う。
(4)緊急動物保護施設	静岡県の動物保護管理所（４カ所）及び静岡市動物指導センターを一時保護施設として使用するための確認・整備を行う。
(5)臨時動物救護病院	負傷動物の短期治療施設として、災害に合わせて救護本部が依頼するための確認・整備を行う。
(6)被災動物救護センター	被災動物救護センターの設置場所についてあらかじめ候補地を選定し、必要に際して直ちに設置交渉が出来るよう候補地の所有者、管理者等を確認しておく。

#### 4 被災後の救護対策

対 策	内 容
(1)救護活動の開始	被災動物の状況把握 被災動物救護対策会議の開催 被災動物救護本部の設置 関係行政機関、動物関係団体との連絡調整 ボランティア等の調整
(2)被災動物救護センター等の設置	緊急動物保護施設の管理
	臨時動物救護病院の依頼 被災動物救護センターの設置・運営
(3)被災動物の保護収容	被災動物の情報収集
	飼い主からの依頼による一時預かり
	飼い主不明動物の保護収容
	負傷動物等の治療 感染症等の予防措置
(4)情報の収集・発信	被災動物に関する県民からの問い合わせに対応
	被災動物飼育者の要望等の収集
	保護収容動物の情報発信
(5)救護センター等に保護収容されない被災動物に対する支援	避難所等に飼育者とともに暮らす動物に対する支援。
(6)被災動物の返還・譲渡	一時預かり動物の飼育者への返還
	飼い主不明動物等の新飼育者への譲渡

5 被災動物救護計画の分担表

	平 常 時	被 災 後
静岡県動物保護協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼育者等に対する啓発</li> <li>・一般県民に対する救護意識の普及啓発</li> <li>・救護計画の策定</li> <li>・情報システムの整備</li> <li>・緊急時のペットフードの確保に関する協議と合意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災動物情報の収集・発信</li> <li>・被災動物救護対策会議の開催</li> <li>・被災動物救護本部の設置</li> <li>・緊急動物保護施設の管理</li> <li>・被災動物救護センターの設置</li> <li>・被災動物保護収容</li> <li>・緊急災害時動物救援本部との連絡調整</li> <li>・動物愛護団体、ボランティア等との連絡調整</li> </ul>
静岡県獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼育者等に対する啓発</li> <li>・救護計画の策定</li> <li>・情報システムの整備</li> <li>・臨時動物救護病院の確認・整備</li> <li>・緊急時の医薬品の確保に関する協議と合意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災動物救護対策会議の開催</li> <li>・被災動物救護本部の設置</li> <li>・臨時動物救護病院の指定</li> <li>・被災動物救護センターの設置</li> <li>・緊急動物保護施設、臨時動物救護病院、被災動物救護センターに保護収容した動物の治療・健康保持</li> </ul>
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民への啓発</li> <li>・市町への指導</li> <li>・情報収集</li> <li>・情報システムの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災動物救護活動への支援</li> <li>・他県・関係機関との連絡調整</li> <li>・被災動物の情報収集・発信</li> </ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災動物救護センター設置候補地の調査・検討</li> <li>・住民への啓発</li> <li>・犬・ねこの飼育状況の把握</li> <li>・情報システムの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災動物救護センター設置用地の確保・開設支援、開設の広報</li> <li>・被災動物の情報収集・連絡</li> <li>・被災動物飼育者の要望等の収集</li> <li>・避難所における動物飼育支援</li> <li>・被災動物救護活動への支援</li> </ul>
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア登録</li> <li>・情報システムの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災動物救護センター等における被災動物の飼育・施設管理</li> <li>・救護センター以外の被災動物や飼育者に対する支援</li> <li>・情報収集・調査・報告</li> </ul>

# [ 一 般 対 策 編 ]

## 第1章 総 論

この計画の主旨、基本方針を明らかにし、この計画の基礎となる動物（犬・ねこ）の被災状況を想定した。

### 1 計画の主旨

この計画は、大規模地震の発生に伴い被災する動物の救護計画を定めるものである。

#### (1) 計画の目的

この計画は、大規模地震発生に係る動物の被災に対し、平常時に実施する動物の対策（以下「平常時対策」という。）及び被災時に実施する動物救護対策（以下「救護対策」という。）について定め、これを推進することにより、県民の所有する動物の生命を地震による災害から保護することを目的とする。

#### (2) 計画の性格

ア この計画は、大規模地震動物救護対策について定めるものである。

イ この計画は、動物関係団体が大規模地震動物救護対策に取り組むための基本方針となるものである。

ウ この計画は、状況の変化に対応できるように、必要に応じて見直しを行うものである。

#### (3) 計画の構成

この計画は、一般対策編と資料編から構成する。

一般対策編は次の4章から構成する。

##### 第1章 総論

この計画の主旨、性格、被災想定など計画の基本となる事項を示す。

##### 第2章 平常時対策

平常時の飼育者等の教育、救護意識の普及啓発等に努める。

##### 第3章 整備計画

地震災害の発生に備え、整備すべき組織、内容等を示す。

##### 第4章 被災後の救護対策

被災後の救護対策の具体的な活動を示す。

### 2 基本方針

犬、ねこなどの動物を生活の伴侶として認識する県民が増える中で、動物愛護の観点から（社）静岡県動物保護協会、（社）静岡県獣医師会が中心となって動物関係団体・関係機関等と連携し、総合的な被災動物の救護体制を整備する。

### 3 被災想定

東海地震発生により被災する犬・ねこの頭数は、阪神・淡路大地震を参考に試算すると、被災頭数 6,316 頭(犬 2,920 頭、ねこ 3,396 頭)、保護収容頭数 1,032 頭(犬 693 頭、ねこ 339 頭)と推定される。

また、人口密度の高い地域に被災動物が集中すると想定される。

## 第 2 章 平常時の対策

地震発生時に、的確な救護対策が講じられるようにするため、平常時に行う飼育者等に対する教育や県、市町及び動物関係団体の役割について定める。

### 1 飼育者等に対する教育

災害時に、犬、ねこによる人への危害防止や、避難所でのトラブルを解消するために、正しい飼育方法、しつけの仕方についてパンフレット、ポスター及び報道機関等の媒体を活用して啓発を図るとともに「飼い方教室」や「しつけ教室」を開催して模範的な飼育者を育成する。

- (1) 県は、他都道府県の救護に関する情報を収集し、動物関係団体に情報提供並びに指導を行う。
- (2) 市町は、犬、ねこの飼育状況を把握し、飼い犬条例・ねこ適正管理指導要綱等により適正管理を推進する。
- (3) 動物関係団体は、整備計画及び救護対策を策定するとともに、飼育者等に対する教育活動を推進する。
- (4) 飼育者等は、被災後 3 日間分の動物の餌等の備蓄をする。

### 2 一般県民に対する救護意識の普及啓発

一般県民に対し、被災時の動物救護意識の普及啓発に努める。

### 3 情報システムの整備

県、市町、動物関係団体及び民間ボランティアとの情報システムの整備に努める。

### 4 ペットフード・医薬品の供給に関する協議・合意

被災動物の餌、飲料水、消毒薬、洗剤、医薬品、医療用具等が緊急時に不足することのないよう供給体制の整備に努める。

## 第 3 章 整備計画

被災後、直ちに動物の救護対策を実施するために動物関係団体が主体となって必要な体制を整備する。

### 1 情報調査員の確保

地震による犬、ねこの被災状況の情報を収集し、的確かつ迅速な動物救護を実施するために、(社)静岡県動物保護協会が委嘱している動物保護管理指導員のほかに民間ボランティアによる情報調査員を確保するとともに、その連絡体制を整備する。

## 2 被災動物救護対策会議（以下「会議」という。）

動物救護の活動方針を決定する会議の設置及び運営に関する事項は、「静岡県被災動物救護対策会議要綱」で定める。

### （１） 組織

会議は、(社)静岡県動物保護協会、(社)静岡県獣医師会により組織する。

### （２） 機能

動物の被災状況を分析・検討して、動物の救護本部設置について検討する。

## 3 被災動物救護本部（以下「本部」という。）

救護対策を実施する本部の設置及び運営に関する事項は、「静岡県被災動物救護本部設置要綱」で定める。

### （１） 組織

ア 本部は、次の団体で構成するものとする。

(社)静岡県動物保護協会

(社)静岡県獣医師会

イ 本部の事務所は、静岡県獣医畜産会館２階に置くものとする。

ウ 本部長は、本部の活動内容について協議を行うため、必要に応じて本部会議を招集する。

エ 必要に応じて支部を設置して、動物救護活動を行う。

### （２） 機能

被災動物の救護活動を維持するために次の活動を行う。

ア 被災動物救護センターの設置・管理に関すること。

イ 関係行政機関等との連絡・調整に関すること。

ウ 各支部との連絡・調整に関すること。

エ 義援金の管理に関すること。

オ 救援物資の調達に関すること。

カ ボランティアの受入れ等に関すること。

キ 報道機関の対応に関すること。

ク その他の活動に関すること。

### （３） 管理運営

本部は、原則として義援金等の収入によりボランティア活動として管理運営する。

### （４） 支援管理

県及び市町は、本部からの要請に基づき協力可能な範囲で支援する。

## 4 被災動物救護センター

### （１） 緊急動物保護施設

静岡県の動物保護管理所（賀茂、東部、富士、動物管理指導センター）及び静岡市動物指導センターを緊急避難的に一時保管施設として使用するための確認・整備

を行う。

(2) 臨時動物救護病院

静岡県獣医師会所属の動物病院を負傷動物の短期治療施設として被災後速やかに依頼し協力を得るための確認・整備を行う。

(3) 被災動物救護センター（以下「センター」という。）

本部が設置するセンターの運営に関する事項は、要領で定める。

ア 設置場所

県、静岡市、浜松市及び動物関係団体等が協議して、あらかじめ県内 3 ヶ所程度の設置場所候補地を選定する。

イ 収容能力

被災動物の収容頭数は 1 箇所 150 頭～200 頭とする。

ウ 救護活動

次の救護活動を実施するとともに、円滑に運営するために必要となる各種マニュアルを作成する。

- (ア) 被災動物（逸走、負傷）の保護、収容、治療、飼育に関すること。
- (イ) 飼育困難な動物の一時保管に関すること。
- (ウ) 新しい飼育者への譲渡に関すること。
- (エ) 被災動物の所有者探し及び情報提供に関すること。
- (オ) 被災地・避難所の支援（飼育指導・餌の給付）に関すること。
- (カ) その他の救護活動に関すること。

## 第 4 章 被災後の救護対策

地震災害時に実施する動物救護の具体的な活動を定める。

### 1 被災動物の把握

- (1) 情報調査員は、被災した犬、ねこの頭数や状況等を可能な限り調査し、(社)静岡県動物保護協会あて連絡する。
- (2) 県及び市町は、防災活動で知り得た被災動物の情報を、(社)静岡県動物保護協会に通報する。

### 2 被災動物救護対策会議の招集

- (1) 情報調査員の報告等から、委員長が会議を招集する。
- (2) 会議の結果、動物救護対策の実施が決定されれば、直ちに本部を設置する。

### 3 被災動物救護本部の設置

会議の決定に基づき、本部を設置し被災動物の救護活動を実施する。

本部に、次の 5 部を置き運営する。

- (1) 総務部：本部の予算・決算、他の機関・団体との連絡・調整
- (2) 情報部：情報の把握、広報、相談窓口

- (3) 人材部：ボランティア受け入れ、センター等への派遣調整等
  - (4) 施設部：センター等の資材調達・建設・管理
  - (5) 物資部：餌、医薬品、消耗品等の調達・配給
- 4 緊急動物保護施設の管理
- 被災動物救護センターが開設されるまで緊急避難的に被災動物を保護収容する。
- 5 臨時動物救護病院の依頼
- 被災動物救護センター等での治療が困難で、動物病院での治療を要する動物を収容し、治療する。
- 6 被災動物救護センターの運営
- 本部が設置・運営し、被災動物に関する直接的な救護活動の業務を実施する。
- (1) 相談窓口
- 県民からの、被災動物に関する問い合わせに応じる。
- (2) 被災動物の保護収容
- 被災動物（逸走・負傷）の保護収容、飼育困難な動物等の一時保管を行う。
- (3) 負傷動物の治療
- 負傷した被災動物を、ボランティア獣医師の協力により治療を行う。
- (4) 被災動物の飼育
- 保護収容された被災動物をボランティアの協力を得て、飼育管理し、必要に応じて伝染病予防のためのワクチン接種を行う。
- (5) 避難所の支援
- 動物同伴の避難所生活者に餌・消耗品等の配給、動物の一時預かり、飼育管理の支援を行う。
- (6) 新飼育者への譲渡
- 引取り手のいない被災動物や所有権を放棄された被災動物の新たな飼育者探しを関係機関の協力を得て実施する。
- 7 終息宣言
- 救護対策の終息宣言（発表）は、救護本部、県、関係市町が十分に協議の上で決定する。

## [資料 編]

### 静岡県被災動物救護対策会議要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、被災した動物の救護対策のために開催する静岡県被災動物救護対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 会議は、動物の被災状況を分析、検討して動物救護の本部設置に関する事務を所掌する。

#### (構成)

第3条 委員は、次のとおりとする。

- (1) 社団法人静岡県動物保護協会の代表者ら3～4人
- (2) 社団法人静岡県獣医師会の代表者ら3～4人

#### (役員)

第4条 会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

#### (会議の招集)

第5条 会議は委員長が招集する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長が必要があると認めるときは、静岡県、静岡市、浜松市の動物愛護管理担当職員の出席を求めることができる。

#### (事務局)

第6条 会議の事務局は社団法人静岡県動物保護協会が務める。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成 年 月 日から施行し、静岡県動物救護本部設置が決定された時点で効力を失うものとする。
- 2 この要綱の改廃は、(社)静岡県動物保護協会、(社)静岡県獣医師会により行うものとする。

## 救護対策会議招集連絡網

情報源  
(行政機関・動物愛護団体・一般県民等)

事務局  
(県動物保護協会事務局)  
電話 <054>251-6036  
FAX <054>254-4980

県獣医師会事務局と協働し、情報整理  
(救護対策会議開催の必要性あり)

[県動物保護協会事務局] 電話 <054>251-6036 FAX <054>254-4980	[県獣医師会事務局] 電話 <054>251-6035 FAX <054>254-4980
---	---

県動物保護協会会長 (1)	県獣医師会会長 (1)
県動物保護協会副会長 (2)	県獣医師会副会長 (2)
県動物保護協会静岡支部長 (3)	県獣医師会開業部会長 (3)

県動物保護協会被災地支部長	県獣医師会被災地支部長
---------------	-------------

\* 連絡網の氏名、住所、電話番号等を記入した名簿については、県動物保護協会並びに県獣医師会事務局が別に作成し、保管・管理する。

## 静岡県被災動物救護本部設置要綱

第1条 本会は、静岡県被災動物救護本部（以下「本部」という。）と称し、静岡県被災動物救護対策会議の決定に基づき設置する。

（目的）

第2条 本部は動物愛護精神及び動物と人の絆を守る観点から、東海地震で被害を受けた動物の救護などを行うことを目的とする。

（活動内容）

第3条 本部は次の救護活動を行うものとする。

- （1）負傷している動物の保護、治療、保管
  - （2）逸走動物の保護収容・保管
  - （3）飼育困難な動物の一時保管
  - （4）所有権を放棄された動物の受入れ
  - （5）新たな飼主探し
  - （6）保護したペット動物の所有者探し及び情報提供
  - （7）被災地で飼育されている動物に対する餌の配布
  - （8）その他動物に関する相談
- 2 本活動は、動物愛護の立場から行うものであり、原則としてボランティア活動として行うものとする。
- 3 活動の具体的な内容については、本要綱で定める本部会議を開催して決定するものとする。

（活動範囲）

第4条 救護活動を行う範囲は、県内で被害を受けた区域とする。

（救護対象動物）

第5条 救護を行う動物は、原則として前条の区域で飼育されている犬、ねこなどの動物で、明らかに被災により救護を必要としている動物とする。

（構成団体）

第6条 本部は、当面、次の団体により構成（以下「構成団体」という。）する。

- （1）（社）静岡県動物保護協会（以下「協会」という。）
  - （2）（社）静岡県獣医師会（以下「獣医師会」という。）
- 2 本部の目的に賛同する公益法人及び賛助団体が本部に参加しようとする場合は、本要綱で定める本部会議において承認を得なければならない。

（本部会議）

第7条 本部の活動内容等について協議を行うため、本部会議を開催するものとする。

- 2 本部会議は、構成団体の代表者の中から選出された委員により構成する。

- 3 本部会議は、必要があると認めるときは、静岡県、静岡市、浜松市の動物愛護管理担当職員の出席を求めることができる。

(役員等)

第8条 本部に次の役員及び監事を置く。

本部長	1名
副本部長	2名
幹事	4名
監事	2名

- 2 役員選出は、本部会議構成員の互選による。
- 3 監事は本部長が委嘱する。
- 4 本部長は、本部を代表し、本部会議の招集及び本部事業を総理する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第9条 本部の事務を処理するために、事務局の事務所を静岡県獣医畜産会館2階とする。

- 2 事務局員は、構成団体実務担当者の中から本部長が委嘱する。
- 3 事務局は、次の各部により事務を行うものとする。

- (1) 総務部 本部の予算・決算、義援金等の受入れ・管理、他の機関・団体との連絡・調整等
- (2) 情報部 情報の把握・広報・相談窓口・報道機関への対応等
- (3) 人材部 専門家・ボランティアの受入れ・各支部への派遣調整等
- (4) 施設部 被災動物救護センター施設等の資材調達・建設・管理運営
- (5) 物資部 餌・医薬品等物資の調達、各支部等への配布、物資基地の管理

(資産及び会計)

第10条 本部の運営及び活動経費は、協会の動物救護引当金及び義援金等によるものとする。

- 2 本部の収支決算は、活動終息後、すみやかに、本部長が作成し、監事の監査を経て、本部会議の承認を受けなくてはならない。

(支部)

第11条 本部の下部組織として次の12支部を置き、各支部に支部長を置く。

賀茂支部、熱海支部、沼津支部、御殿場支部、富士地区支部、静岡支部、志太支部、榛原支部、小笠支部、磐田支部、浜名支部、浜松支部

(連絡体制)

第12条 本部、支部及び他の機関・団体との連絡体制は、図1のとおりとする。

- 2 支部の連絡体制は、各支部ごとに作成するものとする。

(救護施設)

第13条 一時保管並びに収容した負傷動物及び逸走動物の保管等を行うため、次の動物救

護施設を設置するものとする。

(1) 緊急動物保護施設

短期間の一時保管施設として、静岡県の動物保護管理所(4カ所)及び静岡市動物指導センターを使用する。

(2) 臨時動物救護病院

負傷動物の短期治療施設として獣医師会会員の病院を本部が依頼する。

(3) 被災動物救護センター

保管動物すべてが譲渡等されるまでの間の長期にわたる保管施設として本部が設置する。

2 前項の施設の維持・管理は次のとおりとする。

(1) 緊急動物保護施設及び臨時動物救護病院は、本部の管理下に置くものとするが、その維持・管理は、それぞれの施設の責任において行うものとする。この際、ボランティアの協力を得ることもある。

(2) 被災動物救護センターは、本部が直接維持・管理するものとする。なお、維持・管理にあたっては、ボランティア団体の協力も得るものとする。

附則

1 この要綱は、平成 年 月 日から施行し、本部が終息の確認を行った日に効力を失うものとする。

2 この要綱の改廃は、(社)静岡県動物保護協会、(社)静岡県獣医師会により行うものとする。

## 救護本部設置招集連絡網

救護対策会議による救護本部設置決定

本部事務局（県動物保護協会事務局）

電話＜054＞251-6036

FAX＜054＞254-4980

県獣医師会事務局と協働し、本部委員を招集

[県動物保護協会事務局]

電話＜054＞251-6036

FAX＜054＞254-4980

[県獣医師会事務局]

電話＜054＞251-6035

FAX＜054＞254-4980

県動物保護協会長

（対策会議委員）

県動物保護協会副会長

（対策会議委員）

県動物保護協会静岡支部長

（対策会議委員）

県健康福祉部生活衛生室

電話＜054＞221-2448

静岡市動物指導センター

電話＜054＞278-6409

浜松市保健所生活衛生課

電話＜053＞453-6113

県動物保護協会被災地支部長

保護協会事務局長

（対策会議委員）

県獣医師会長

（対策会議委員）

県獣医師会副会長 3名

（含・対策会議委員）

県獣医師会開業部会長

（対策会議委員）

県獣医師会開業部会副部会長

3名

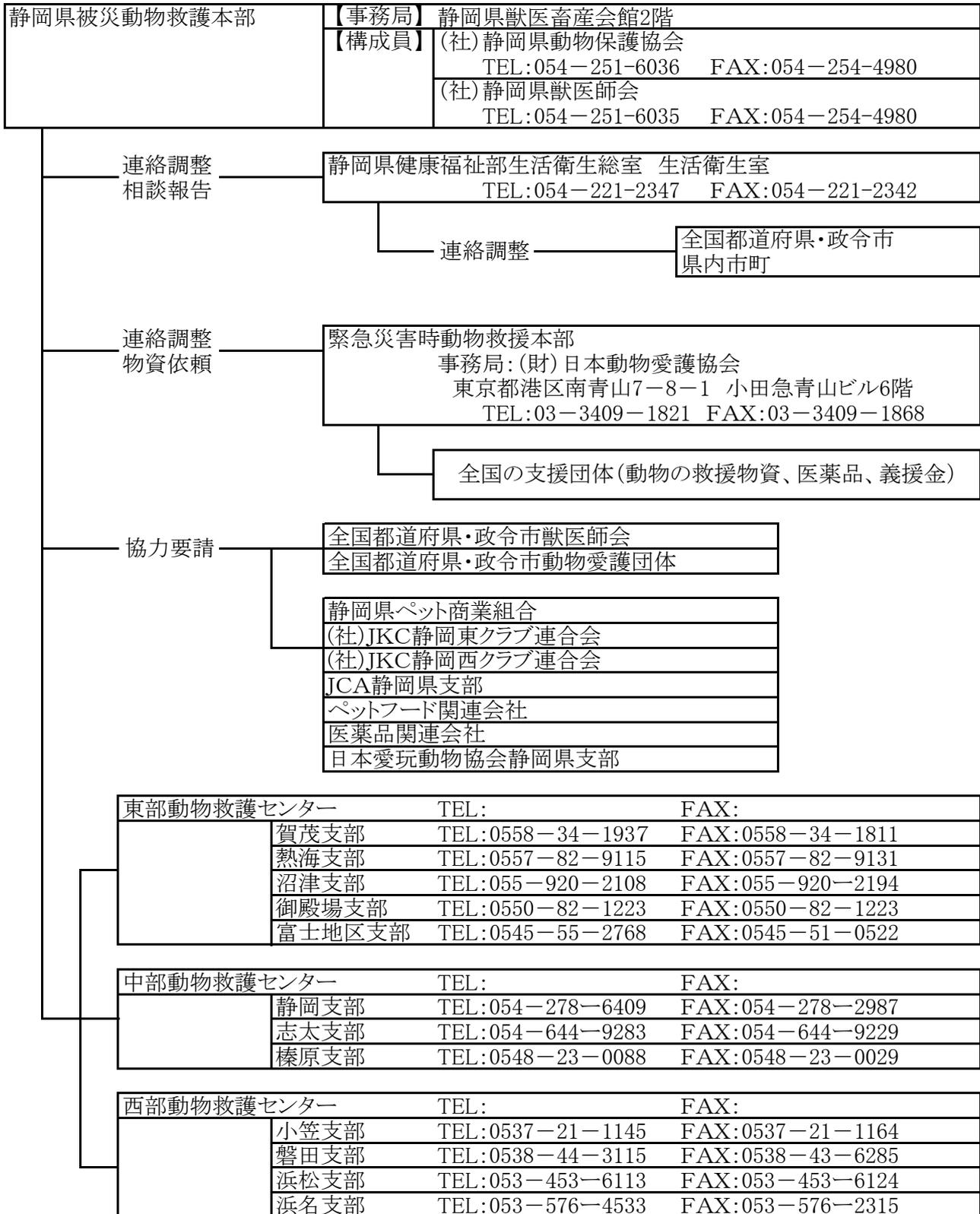
県獣医師会被災地支部長

県獣医師会常務理事

（対策会議委員）

\* 連絡網の氏名、住所、電話番号等を記入した名簿については、県動物保護協会並びに県獣医師会事務局が別に作成し、保管・管理する。

## 本部連絡体制図



\* 電話番号等空欄の部分は、県動物保護協会あるいは県獣医師会事務局が作成し保管・管理する。

# 本 部 組 織 図

本 部 長  
総 括

事務局: 静岡市葵区相生町14-26-3 獣医畜産会館2階  
電話 054-251-6036 FAX 054-254-4980

副本部長1  
①本部長の補佐  
②本部の総務に関すること  
③情報に関すること  
④専門家・ボランティアに関すること

総務部  
①本部の予算・決算  
②他の機関・団体との連絡・調整  
③義援金の受入れ・運営  
④他の部に属さない事項

情報部  
①情報の収集  
②活動の広報  
③相談の受付  
④報道機関への対応

人材部  
①専門家・ボランティアの受入れ  
②専門家・ボランティアの派遣  
③専門家・ボランティアの管理  
④専門家・ボランティアの連絡・調整

副本部長2  
①本部長の補佐  
②支部との連絡・調整に関すること  
③被災動物救護センターに関すること  
④物資調達等に関すること

施設部  
①被災動物救護センターの建設  
②被災動物救護センターの資材調達  
③被災動物救護センターの管理運営

物資部  
①餌・医薬品等物資の受入れ  
②餌・医薬品等物資の調達・配布  
③餌・医薬品等物資の管理

被災動物救護センター

各支部  
センターの要請に応じて活動

# センター組織図



# 被災動物救護センター運営要領

## 1 役員

被災動物救護センター（以下「センター」という。）に次の役員を置く。

[センター長 1名]

センター長は、センターを代表し、センター内の活動を統括する。

[副センター長 2名]

副センター長は、センター長を補佐し、センター長不在の場合は代行する。  
それぞれ代理を置くことができる。

## 2 ミーティング

センターの円滑な運営のため、以下のミーティングを行う。

(1) [役員ミーティング]

役員によるミーティングを必要に応じて開催する。

(2) [全体ミーティング]

収容動物の情報交換のための全体ミーティングを必要に応じて開催する。

(1) (2)とも進行役はセンター長又は副センター長とする。

(3) [獣医療ミーティング及びボランティアミーティング]

獣医療ミーティング及びボランティアミーティングは毎日行う。

獣医療ミーティングでは、ボランティアチーフから動物の健康状態を把握し、診療後に治療内容の説明、投薬、健康管理の方法を、ボランティアチーフに指示する。

ボランティアミーティングでは、ボランティア活動が円滑に行えるように、十分な意思伝達を行う。

## 3 センターのスケジュール

基本的なセンターのスケジュールは以下による。

08:30 オープン

09:00 始業

11:00 ボランティアミーティング

12:00 昼食

13:00 獣医療ミーティング 1

14:30 獣医療ミーティング 2

14:40 ボランティアミーティング

15:00 業務再開

17:15 業務終了

#### 4 飼育ボランティアのスケジュール

犬舎及びねこ舎の飼育ボランティアの基本的なスケジュールは以下による。

時間	犬	ねこ
09：00	運動場で排便。 犬舎の清掃 水換え、餌やり	健康状態の確認（便、採食量） ねこ舎の清掃 水換え、餌やり
10：30	運動場の清掃等	
11：00	ボランティアミーティング （チーフは、獣医師に犬の健康状態 を伝達するための情報把握）	ボランティアミーティング （チーフは、獣医師にねこの健康状態 を伝達するための情報把握）
	休憩等	
15：30	運動場で排便。 犬舎の清掃 水換え、餌やり	健康状態の確認（便、採食量） ねこ舎の清掃 水換え、餌やり
16：00	運動場の清掃等	
16：30	ボランティアミーティング （チーフはその日の情報を伝達）	ボランティアミーティング （チーフはその日の情報を伝達）

#### 5 獣医療スケジュール

獣医療については基本的に以下のスケジュールによる。

13：00	獣医療ミーティング1（ボランティアチーフから健康状態把握） 診療録確認 回診（1頭ずつ） 診療、必要に応じて検査 診療録記入
14：30	獣医療ミーティング2 （ボランティアチーフは、獣医師の指示に従い健康管理及び投薬等を行う）

##### 【診療の注意点】

輪番に獣医療を行う関係上、獣医療の継続性に配慮して診療をお願いします。

##### 【ミーティングの基本的な構成】

役員ミーティング	センター長、副センター長、センター内事務局
全体ミーティング	センター長、副センター長、獣医師、ボランティアチーフ、 一般ボランティア
獣医療ミーティング	獣医療担当副センター長、獣医師、ボランティアチーフ
ボランティアミーティング	ボランティア担当副センター長、ボランティアチーフ、一般 ボランティア

## 緊急動物保護施設

	名 称	事務所所在地 (管理所所在地)	電 話 < F a x >	収容可能頭数 (概数)	
				犬	ねこ
1	静岡県賀茂健康福祉センター(保健所)動物保護管理所	下田市中 531 - 1	0558-24-2057 <0558-24-2169>	2 8	2 4
2	静岡県東部健康福祉センター(保健所)動物保護管理所	沼津市高島本町 1 - 3 (沼津市足高 108-50)	055-920-2113 <055-920-2194>	5 7	3 0
3	静岡県富士健康福祉センター(保健所)動物保護管理所	富士市本市場 441 - 1 (同 上)	0545-65-2679 <0545-65-2288>	3 5	2 0
4	静岡市動物指導センター	静岡市産女 953 (同 上)	054-278-6409 <054-278-2987>	3 0	2 0
5	静岡県動物管理指導センター	浜松市大山町 3551 - 1 (同 上)	053-437-0142 <053-437-9690>	1 1 0	4 0
	計			2 6 0	1 3 4

\* 1 動物保護管理所は飼い主不明の犬等の保護収容を目的としており、被災動物の一時預かり等は想定していないが、緊急避難的に使用するものである。

\* 2 収容可能頭数は動物の大小、その他の状況により異なる。

## 緊急時用ケージ保管状況

保 管 場 所	緊急災害時動物救援本部(東京)所有		保護協会所有
	合成樹脂動物ケージ	金属動物ケージ	ステン犬ケージ
静岡市動物指導センター	3 0 0	8 0	
静岡県動物管理指導センター	3 0 0	7 0	6 0
中部健康福祉センター			1 0
計	6 0 0	1 5 0	7 0

\* 1 数は配置当初の概数である。

\* 2 救援本部所有のケージは動物保護協会が保管管理。

\* 3 静岡市動物指導センターが保管管理しているケージの大半は新潟県に移送され、中越地震被災動物の救護に使用されている。(05.12.21 現在)

### 3 臨時動物救護病院

	名 称	所 在 地	電 話	収容可能頭数	
				犬	ねこ
1					
2					
3					
<p>* 1 県獣医師会所属の動物病院で、「臨時動物救護病院」として依頼できる病院を平常時に確認・整備しておく。</p> <p>* 2 被災状況により被災動物救護本部が「臨時動物救護病院」として依頼する。</p> <p>* 3 被災後、治療を必要とする犬・ねこ等の保護収容、入院・治療を行う。</p>					

### 4 被災動物救護センター候補地

市 町	名 称	所 在 地	管 理 者	連絡方法	面 積
(例) 静岡市	安倍川河川敷	静岡市	国土交通省		m <sup>2</sup>
<p>* 1 「被災動物救護センター」として使用できる候補地を調査しておく。</p> <p>* 2 被災後直ちにセンター設置の許可申請ができるよう、候補地の管理者の名称・氏名・連絡方法等を平常時に確認しておく。</p>					

## 保護・保管マニュアル

### 1 飼い主不明の動物

(1) 飼い主不明の動物の保護収容依頼があった場合、担当者は、様式1の「飼い主不明の動物の保護収容依頼 受付票」に必要事項を記入し、被災動物救護センター（以下センターという）に保護する。
(2) 保管に当たり、様式2の「被災動物管理台帳」に必要事項を記入し、管理する。
(3) センターに保護した動物は、その特徴等の情報を公表し、飼い主を探す。
(4) 獣医師会を通じ、各動物病院にも情報提供を行い、飼い主を探す。
(5) 保護から1ヶ月間飼育し、飼い主が現れない場合は飼育希望者に譲渡する。

### 2 飼い主がいる動物

(1) 飼い主は、動物の一時保管を依頼する場合、様式3の「動物の一時保管依頼書」に必要事項を記入の上、飼い主が直接センターに持ち込む。ただし、持ち込みが出来ない場合は、自宅、動物病院又はペットショップ等に一時保管し、その後センターから出向き引取ることとする。
(2) 担当者は、保管に当たり、様式2の「被災動物管理台帳」に必要事項を記入し、管理する。
(3) 一時保管の期間は、原則として1ヶ月間を限度とする。
(4) 1ヵ月後、飼い主がどうしても引取ることが出来ない場合は、様式4の「動物の一時保管延長依頼書」を提出する。
(5) 一時保管依頼していた動物がどうしても飼育が出来なくなった場合は、様式5の「所有権放棄届」を提出させ、飼育希望者に譲渡する。

### 3 行方不明動物

(1) 飼育していた犬、ねこ等が行方不明になり、飼い主が探している場合は、様式6の「さがしています」に記入し、掲示板に掲示する。
--

様式 1

## 飼い主不明の動物の保護収容依頼

## 受 付 票

受付年月日		年 月 日	受付担当	
分 類		来所	文書	電話 メール その他( )
依頼人	氏 名 携帯電話	-	-	
	住 所 電 話	-	-	
	連絡先名称 電 話	-	-	
内 容	犬 ねこ ( )	保護収容 行方不明 迷い込み	引取り 新飼育者相談 負傷動物	死亡動物 避難所飼い方指導 苦情・その他
動物の特徴	毛色( )、体格(大中小)、首輪(有・無) その他( )			
発見場所				
保護収容予定日	月 日( )午前・午後( )時(予定不明)			
保護収容月日	月 日( ) 時			
保護収容場所	発見場所、その他( )			
概 要				
備 考				

様式 2

## 被災動物管理台帳

保護収容日	月 日 ケージ	引取り予定日	月 日
区 分	飼い主不明の動物	飼い主がいる動物	
氏 名	【依頼人】	【飼い主】	
携 帯 電 話	( - - )	( - - )	
住 所 電 話	( - - )	( - - )	
連絡先名称			
電 話	( - - )	( - - )	
要 件	< 迷い動物 >	< 一時預かり動物 >	

動物種	犬、ねこ、( )	毛色	
種類	( ) 雑種	首輪	有無 色( )
呼び名		マイクロチップ	有無 番号
年齢	才(幼、若、中、老)	鑑札	有無 番号
性別		注射済票	有無 番号
体格	大 中 小	管理上の注意点	神経質、凶暴、咬む、逸走

保護収容時の状況	外傷・疾病の有 無
治療の概況	
ワクチン接種	

経 過	飼い主判明返還( 月 日)、一時預かり後飼い主に( 月 日) 新飼育者へ( 月 日)、死亡( 月 日・死因 ) 保護継続( 月 日、 月 日、 月 日)その他
完了月日	年 月 日
写 真	

## 様式 3

## 動物の一時保管依頼書

私は、自然災害の発生により被災し、私の所有する動物の飼育が一時的に困難になりました。

つきましては当該動物の一時保管を次の条件により依頼します。

1. 私の所有する下記の動物を 年 月 日から 年 月 日まで貴所に一時保管していただきたく依頼します。
2. 上記期間内に飼育可能になった場合は、直ちに当該動物を引取ります。
3. 上記期間内に引取る努力をしますが、引取ることが不可能の場合は「動物の一時保管延長依頼書」を提出しますので一時保管の延長をお願いします。
4. 私の所有する当該動物の所有権を放棄することとなった場合は「所有権放棄届」を提出します。
5. 依頼期間が満了後、第3項又は第4項の手続きをとることなく1ヶ月が経過した場合は、所有権を放棄したとみなし、当該動物を新たな飼い主に譲渡されても異議の申し立てはいたしません。
6. 一時保管を依頼した動物が、やむを得ない事情により死亡、逃亡又は負傷してもその責めは問わないものとし、損害賠償等を求めません。

## 記

動物の種別	犬 ねこ その他( )		
種類		呼び名	
性別		毛色	
体格	大 中 小	年齢	
首輪	有(色・ )無	マイクロチップ番号	有( )無
鑑札番号	有( )無	注射済票番号	有( )無
その他特徴等			

年 月 日

被災動物救護センター長 様

住所(住民票)	電話
現住所	連絡方法
氏名	(代理人)
備考	

様式 4

### 動物の一時保管延長依頼書

私は、 年 月 日に一時保管の依頼をした下記動物の保管依頼期間を次の理由により延長することを依頼します。

[理由]

[保管依頼期間]

「 年 月 日まで」を「 年 月 日まで」に延長する。  
記

動物の種類	犬、ねこ、その他( )		
種類		呼び名	
性別		毛色	
体格	大 中 小	年齢	
首輪	有(色・ )無	マイクロチップ番号	有( )無
鑑札番号	有( )無	注射済票番号	有( )無
保護収容年月日	年 月 日		
その他特徴等			

年 月 日

被災動物救護センター長 様

住所(住民票)	電話
現住所	連絡方法
氏名	(代理人)
備考	

様式 5

## 所 有 権 放 棄 届

平成 年 月 日

被災動物救護本部長 様

住所（住民票）	電話
現住所	連絡方法
氏 名	（代理人）
備 考	

私は、下記の動物の所有権を放棄し、無条件・無償にて貴救護本部に譲渡いたします。

この動物の取扱については、すべて貴救護本部にお任せし、今後いかなることについても一切要求しないことを申し添えます。

記

救護施設名			
動物の種別	犬、ねこ、その他（ ）		
種 類		呼 び 名	
性 別		毛 色	
体 格	大 中 小	年 齢	
首 輪	有（色・ ）無	マイクロチップ番号	有（ ）無
鑑札番号	有（ ）無	注射済票番号	有（ ）無
保護収容年月日	年 月 日		
その他特徴等			

様式 6

年 月 日 掲 示

さがしています

種類	犬	ねこ	その他 ( )
年令		性別	
毛色		名前	
登録番号		注射番号	
マイクロチップ番号			
特記事項			
写 真			

連絡先	
避難先	
氏名	

業 務 日 誌

年月日	年 月 日 ( )	天候 ( )	記録者 ( )
-----	-----------	--------	---------

[業務従事者]

所 属	人 数	備 考
県・市町担当者	人	
獣 医 師	人	
協会関係者	人	
ボランティア	人	
その他	人	
合 計	人	

[来訪者]

所 属	人 数	備 考
県・市町関係	人	
動物保護関係団体	人	
報道関係	人	
その他	人	

[保護収容動物数]

	犬	ねこ	その他	合計	備 考
前日末の収容頭数					
本日保護収容頭数					
本日返還等頭数					
本日末の収容頭数					

[治療動物頭数]

	犬	ねこ	その他	合計	備 考
治療頭数					

[活動内容]

[問題点]

[明日の予定]

[引継事項]

## ボランティアのご案内

< ボランティアを希望される皆様へ >

ボランティア活動は安全と調和が大きな柱となります。

被災動物救護に携わるボランティアは下記のことにご留意して下さい。

登録する前によくお読み下さい。

### 1 経費について

ボランティア活動にかかる経費等はすべて自己負担をお願いしています。

- ( 1 ) 交通費：自己負担をお願いします。
- ( 2 ) 服装：ユニホーム等はありません。各自作業のできる服装をご用意下さい。また、汚れる場合もありますので着替えも必要です。
- ( 3 ) 宿泊施設：宿泊施設はありません。必要な方はビジネスホテル等を各自の負担で利用して下さい。
- ( 4 ) 食事：昼食、飲み物等も各自負担をお願いします。

### 2 活動の場所について

ボランティア活動をしていただく場所は下記のいずれかになります。

- ( 1 ) 緊急動物保護施設
- ( 2 ) 臨時動物救護病院
- ( 3 ) 被災動物救護センター

### 3 活動上の注意

安全第一、責任ある行動をモットーにします。

- ( 1 ) 時間厳守で集団活動であることを認識して下さい。
- ( 2 ) 犬舎、ねこ舎のどちらを担当するかご希望に添えない場合もあります。
- ( 3 ) 動物の世話以外の清掃、洗濯、修理等の作業にもご協力願います。
- ( 4 ) それぞれの場所には責任者がいます。作業の安全と調和のため必ず責任者の指示に従って下さい。
- ( 5 ) 不明なことや問題点は必ず責任者に相談・報告して下さい。
- ( 6 ) 救護本部として、ボランティア傷害保険に加入しますが、個人でも傷害保険あるいはボランティア保険に加入することをお勧めします。また、健康保険証又はその写しを携帯して下さい。
- ( 7 ) 保護収容された動物は、なれない環境で不安な状況にいます。両者が信頼を得られるようにするとともに、怪我をしないよう注意して下さい。また、動物が逃げ出さないよう注意して下さい。(お預かりしている大切な動物です。)

### 4 その他

- ( 1 ) 初回参加、都合による欠席、予定外の参加、次回参加予定等の連絡は早めをお願いします。
- ( 2 ) 18歳未満の方は保護者の承諾書を活動当日ご持参下さい。

## ボランティアの業務

### 1 保護収容した被災動物の世話

給餌	ドッグフード、キャットフード、飲料水の給与 食器類の洗浄・消毒。
運動	犬はリードを確実に装着し散歩。 ねこは室内。
手入れ	シャンプー、ブラッシング。
清掃・消毒	犬舎、ねこ舎、運動スペース、ケージなどの清掃・消毒。 動物の使用する敷物などの洗濯。
健康チェック	食欲、元気、負傷の有無などチェック。
その他	健康管理上必要なこと。

### 2 センター等の運営維持

運営上必要な事項	作業衣の洗濯・補修、必要品の購入。
施設の維持管理	施設・設備の拡充、補修。
その他	運営上必要なこと。

### 3 事務管理

連絡調整	被災動物の飼育者との連絡調整（面会、引取り、里親の相談など）。
	ボランティアとの連絡調整
物資の管理	物資の管理、支援物資の要請・調整。
その他	必要なこと。

#### [ ボランティア申込からの流れ ]

- 1 救護センターに申込（電話・直接）
- 2 救護センターはボランティア受付簿に記入し保管
- 3 ボランティアは活動開始時にボランティア登録簿を作成しセンターに提出
- 4 救護センターはボランティア登録簿をボランティア受付簿と共に保管

## ボランティア受付簿

受付	
----	--

受付日	平成 年 月 日	受付者	
-----	----------	-----	--

[申込者]

氏名	年齢 才 男・女
現住所	
職業	
連絡方法	電話 携帯電話 その他
緊急時 連絡先	氏名 続柄 電話 住所
その他	

[活動可能予定日等]

期間	月 日 ~ 月 日の間						
曜日	日	月	火	水	木	金	土
時間帯	時 ~ 時						
その他							

[希望活動内容]

被災動物の世話	給餌、運動、手入れ、清掃・消毒、健康チェックなど
施設の運営維持	作業衣の洗濯・補修、施設・設備の拡充・補修など
事務管理	被災動物の飼育者との連絡調整、ボランティアとの連絡調整。
その他	

[その他]

--

## ボランティア登録簿

登録簿	
受付簿	

[登録者]

年 月 日

氏 名		( )才	男・女
	職業		携帯電話
住 所	〒 電話		
勤務先名称			
勤務先住所	〒 電話		
緊急時 連絡先	氏名 住所	続柄	電話

[動物飼育経験]

期 間 ( 年 数 )	動 物 の 種 類
年 月 日 ~ 年 月 日 ( 年 月 )	
年 月 日 ~ 年 月 日 ( 年 月 )	

[動物関係ボランティア経験]

時 期	場 所	内 容
年 月		
年 月		

[ボランティア予定]

回数	期 間	備 考
1	年 月 日 ~ 年 月 日	
2	年 月 日 ~ 年 月 日	

[当救護センターにおけるボランティアの協力記録]

期 間	内 容
月 日 ~ 月 日	散歩等 半日 一日 泊まり
月 日 ~ 月 日	散歩等 半日 一日 泊まり

[その他]

--

# 被災動物新飼育者募集要領

## （目的）

第1 この要領は、災害によって所有者による飼育が困難なため被災動物救護センター（以下「センター」という。）に収容された動物に対して、新飼育者を募集することにより、より安定した状態で生きる機会を与えることを目的とする。

## （対象）

第2 この要領において対象となるのは、犬、ねこその他のペット動物とする。

## （事務の分担）

第3 事務分担は別表1のとおりし、センターが担当する事務の詳細は別表2のとおりとする。

## （募集計画）

第4 センター長は、新飼育者募集に係る計画を立てるものとする。

## （飼育及び健康管理）

第5 対象となる犬、ねこその他のペット動物の飼育及び健康管理は、譲渡ができるまでの間、センターが行うものとする。

## （会場）

第6 新飼育者への譲渡は、特別の理由がある場合を除きセンターで行う。

## （飼育の申込）

第7 犬、ねこの飼育希望者は、申込書（様式第1号）によりセンター長へ申し込むものとする。

## （譲渡）

第8 対象となった犬、ねこ、その他のペット動物は、当該動物の飼育能力についてセンター長が適正であると承認した者に譲渡するものとする。ただし、飼育適正者が多数の場合は、抽選によるものとする。

## （誓約書）

第9 新飼育者は、譲渡に際して、誓約書（様式第2号）を提出しなければならない。

## （不妊手術）

第10 犬、ねこを譲り受けた飼育者が繁殖を希望しない場合は、当該犬、ねこに不妊手術を受けさせて下さい。

## （保健所への通知）

第11 センター長は、譲渡した犬、ねこの所在地を所管する保健所長に譲渡した犬、ねこの飼育者住所、氏名等を通知するものとする。

## （飼育管理指導）

第12 譲渡した犬、ねこの所在地を所管する保健所は、犬の登録、狂犬病予防注射の実施を確認するとともに、犬、ねこの飼育者に対し、不妊手術、飼育方法等について指導するものとする。

## （市町等の協力）

第13 新飼育者募集を円滑に推進するため、市町及び関係団体の協力を得るものとする。

## 附則

1 この要領は、平成 年 月 日から施行する。

2 この要領は、被災動物救護本部が解散した時に廃止する。

別表 1

## 事 務 分 担

区 分	担 当 事 務
被災動物救護本部	新飼育者募集の各保健所への通知 市町・関係団体への協力依頼 広報
被災動物救護センター	新飼育者募集の案内・申込用紙の作成・配布 譲渡申込受付、案内通知 対象動物の管理 対象動物の情報収集 住民からの問合せの対応 新飼育者への講習、助言 動物愛護団体との調整
保 健 所 支 部 市 町	新飼育者募集の広報 申込用紙等の配布 対象動物の情報収集 住民からの問合せの対応

別表 2

## 被災動物引渡し時の動物救護センターの事務

事 務	備 考
総 括	新飼育者募集と譲渡に係る総括
会場の設営・保守・整理	犬サークル及びねこ保護ケージのスペース確保、 駐車場、講習会場の準備・整理
受付・進行	制度の説明 誓約書の受付 対象動物の所有権放棄届の確認
対象動物の管理	書類との照合 健康状態の確認
講 習	新飼育者に飼育意志の再確認 飼育に関する注意

様式第1号

申 込 書

平成 年 月 日

被災動物救護センター長 様

住 所	〒
氏 名	
電 話	

私は、貴センターで管理する（犬・ねこ）を飼育したいので下記のとおり申し込めます。

記

住居形態は？	1戸建て マンション アパート ( )
犬・ねこの飼育は？	可能・不可能
同居家族構成は？	大人 人、子供 人
転居の予定は？	有 ・ 無
家族内で出産予定は？	有 ・ 無
定期的に留守になる時間帯？	有 ( 時間 ) ・ 無
現在の飼育動物は？	種類( )数( )
飼育動物の不妊・去勢措置？	実施済み ・ 無
飼育形態？	室内飼い ・ 室外飼い
今までの飼育経験？	有 ( 動物種 を 年 ) ・ 無
アレルギーのある人は？	有 ・ 無
今後世話ができる人は？	有 ・ 無
家族全員の同意は？	有 ・ 無
飼育を希望する動物は？	犬 ( 頭 ) ・ ねこ ( 頭 )
不妊・去勢の措置は？	措置済み希望 ・ 問わない
犬の場合、大きさは？	大型 ・ 中型 ・ 小型 ・ 特になし
希望する性別は？	.
毛の長さの希望は？	短毛 ・ 長毛 ・ 問わない
引取りの時期は？	直ちに・準備期間がほしい ( 月 日 ) ・ 未定
引取りの方法は？	本人の責任により引取ります。
その他	

様式 5

## 誓 約 書

私は、下記の被災動物を引取り、再び家族の一員として迎え、関係する法律を遵守し、飼育方法に関して貴所又は担当救護施設の指示に従い、生涯末永く飼育することを約束します。

なお、引取り動物について貴所から現況調査等の依頼がある場合には、調査に協力することを約束します。

### 記

動物の種類	犬、ねこ、その他 ( )		
種 類		呼 び 名	
性 別		毛 色	
体 格	大 中 小	年 齢	
首 輪	有 (色・ ) 無	マイクロチップ番号	
鑑札番号		注射済票番号	
保護収容年月日	年 月 日		
その他特徴等			

年 月 日

被災動物救護センター長 様

住 所 (住民票)	電 話
現住所	連絡方法
氏 名	(代理人)
備 考	

## 1 (社) 静岡県動物保護協会事務局

所在地	〒420-0838 静岡市葵区相生町14番26-3号 静岡県獣医畜産会館2階
電話	<054>251-6036
F A X	<054>254-4980
E-mail	info@love-sacs.com
U R L	<a href="http://www.love-sacs.com/">http://www.love-sacs.com/</a>

## 2 (社) 静岡県獣医師会事務局

所在地	〒420-0838 静岡市葵区相生町14番26-3号 静岡県獣医畜産会館2階
電話	<054>251-6035
F A X	<054>254-4980
E-mail	shikenv@po2.across.or.jp
U R L	<a href="http://www.shizujyu.com/">http://www.shizujyu.com/</a>

### 3 県・保健所・市町村別動物保護管理担当課

平成17年10月11日現在

#### 【 県 】

健康福祉部生活衛生総室 生活衛生室 054-221-2347 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
--

#### 【県保健所等】

賀茂保健所 衛生課 0558-24-2054 〒415-0016 下田市中531-1	【市町村】
	下田市 環境対策課 0558-22-2213
	東伊豆町 住民課 0557-95-6203
	河津町 保健福祉課 0558-34-1937
	南伊豆町 生活環境課 0558-62-0508
	松崎町 生活環境課 0558-42-3969
	西伊豆町 環境衛生課 0558-52-1965

熱海保健所 衛生環境課 0557-82-9115 〒413-0016 熱海市水口町13-15	熱海市 環境課 0557-86-6275
	伊東市 環境防災課 0557-36-0111

東部保健所 衛生課 055-920-2108 〒410-8543 沼津市高島本町1-3	沼津市 クリーンセンター管理課 055-933-0711
	三島市 健康増進課 055-973-3700
	裾野市 環境推進室 055-995-1816
	伊豆市 環境衛生課 0558-72-9857
	伊豆の国市 環境政策課 055-949-6804
	函南町 環境衛生課 055-979-8112
	清水町 住民生活課 055-981-8216
	長泉町 産業環境課 055-989-5514

御殿場保健所 衛生環境課 0550-82-1223 〒412-0039 御殿場市竈1113	御殿場市 環境課 0550-83-1610
	小山町 生活環境課 0550-76-6111

富士保健所 衛生課 0545-65-2154 〒416-0906 富士市本市場441-1	富士宮市 生活環境課 0544-22-1136
	富士市 環境衛生課 0545-55-2768
	芝川町 町民課 0544-65-2804

中部保健所 衛生課 054-644-9283 〒426-8664 藤枝市瀬戸新屋362-1	島田市 環境課 0547-36-7173
	焼津市 環境衛生課 054-626-1130
	藤枝市 生活環境課 054-643-3681
	牧之原市 環境課 0548-53-2609
	富士川町 産業環境課 0545-81-4805
	蒲原町 住民生活課 0543-85-7780
	由比町 住民課 0543-76-0116
	岡部町 環境水道課 054-667-3418
	大井川町 生活環境課 054-662-0551
	吉田町 町民課 0548-33-2102
	川根町 住民生活課 0547-53-4585
	川根本町 町民課 0547-56-2222

西部保健所 衛生課 〒438-8622 磐田市見付3599-4	0538-37-2245	磐田市 環境衛生課	0538-37-4812
		掛川市 環境保全課	0537-21-1145
		袋井市 環境衛生課	0538-44-3115
		湖西市 環境防災課	053-576-4533
		御前崎市 市民課	0537-85-1162
		菊川市 環境推進室	0537-35-0916
		森町 生活環境課	0538-85-2111
		新居町 住民課	053-594-8131

県動物管理指導センター 〒431-1102 浜松市大山町3551-1	053-437-0142
--	--------------

【政令市・中核市】

静岡市動物指導センター 〒421-1222 静岡市産女953	054-278-6409
--------------------------------------	--------------

浜松市保健所 生活衛生課 〒432-8550 浜松市鴨江2-11-2	053-453-6113
--	--------------

「静岡県被災動物救護計画」作成検討会

静岡県健康福祉部生活衛生総室  
生活衛生室主幹兼動物愛護係長 高梨 恵一  
動物愛護係副主任 勝又 英明

(社)静岡県動物保護協会  
会 長 青木 慶祐  
常務理事・事務局長 土屋 清次  
動物保護監 村松 芳貴  
事務局長補佐 杉山美知子

(社)静岡県獣医師会  
会長理事 杉山 俊一  
常務理事・事務局長 太田友三郎  
開業部会長 山田 有仁

## 社団法人静岡県動物保護協会

〒420-0838 静岡市葵区相生町 14 番 26 - 3 号  
静岡県獣医畜産会館 2 階

TEL(054)251-6036      FAX(054)254-4980

URL [http://www.love\\_sacs.com/](http://www.love_sacs.com/)

E-mail [info@love-sacs.com](mailto:info@love-sacs.com)

## 社団法人静岡県獣医師会

〒420-0838 静岡市葵区相生町 14 番 26 - 3 号  
静岡県獣医畜産会館 2 階

TEL(054)251-6035      FAX(054)254-4980

URL <http://www.shizujyu.com/>

E-mail [shikenv@po2.across.or.jp](mailto:shikenv@po2.across.or.jp)